

市報第7号

令和3年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

令和4年6月21日

横浜市長 山中竹春

令和3年度横浜市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
2 総務費	3 総務費	行政情報通信基盤 (市内LAN) 運用事業	10,003,400	円 -	円 10,003,400	円 -
2 総務費	3 総務費	防災行政用無線 運用事業	146,242,800	-	146,242,800	-
4 文化観光費	1 文化観光費	観光施設維持 管理事業	53,218,000	-	53,218,000	-
5 経済費	1 経済費	市内飲食店等 消費促進事業	230,000,000	20,000,000	210,000,000	-
6 こども 青少年費	3 こども福祉 保健費	子育て世帯への 臨時特別給付 支給事業	871,970,000	-	871,970,000	-
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	特別養護 老人ホーム 整備事業	211,925,000	-	211,925,000	-
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	高齢者施設等の 非常用自家発電 設備整備等事業	28,366,000	-	28,366,000	-
9 資源循環費	2 適正処理費	工場補修事業	37,620,000	28,027,000	9,593,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	鉄道駅可動式 ホーム柵 整備事業	35,850,000	-	35,850,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	みなとみらい21 関連公共施設 整備事業	275,562,500	151,140,000	124,422,500	-
12 道路費	2 道路整備費	道路特別 整備事業	169,731,100	53,762,000	115,969,100	-
12 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	758,502,000	173,948,000	584,554,000	-
13 港湾費	2 港湾整備費	横浜港ロジス ティクス拠点 基盤整備事業	277,150,500	99,960,000	177,190,500	-
13 港湾費	2 港湾整備費	大黒ふ頭 自動車専用船 岸壁改良事業	83,490,000	33,396,000	50,094,000	-
15 教育費	2 小学校費	学校運 営事業	1,402,500	-	1,402,500	-

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 10,003,400	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 10,003,400	感染症の影響により業務が遅延したため
146,242,800	-	-	-	146,000,000	-	242,800	感染症の影響により資材納入が遅延したため
53,218,000	-	-	-	-	-	53,218,000	感染症の影響により資材納入が遅延したため
210,000,000	-	-	-	-	-	210,000,000	感染症の影響により業務が遅延したため
871,970,000	-	871,970,000	-	-	-	-	関係者との調整により申請期限を延長したため
211,925,000	33,306,000	-	178,619,000	-	-	-	感染症の影響等により工事が遅延したため
28,366,000	-	18,911,000	-	9,000,000	-	455,000	感染症の影響により資材納入が遅延したため
9,593,000	-	-	-	-	-	9,593,000	感染症の影響により工事が遅延したため
35,850,000	35,850,000	-	-	-	-	-	感染症の影響により資材納入が遅延したため
124,422,500	14,197,500	110,225,000	-	-	-	-	感染症の影響により工事が遅延したため
115,969,100	17,299,627	73,923,873	-	-	-	24,745,600	工法変更等に伴い工事が遅延したため
584,554,000	136,594,231	447,122,669	-	-	-	837,100	工法変更等に伴い工事が遅延したため
177,190,500	69,769,528	56,113,650	-	-	-	51,307,322	感染症の影響等により工事が遅延したため
50,094,000	-	27,830,000	-	-	-	22,264,000	感染症の影響により工事が遅延したため
1,402,500	-	-	-	-	-	1,402,500	感染症の影響により業務が遅延したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
17 諸支出金	1 特別会計 繰出金	中央と畜場費 会計繰出金	円 39,000	円 -	円 39,000	円 -
17 諸支出金	1 特別会計 繰出金	市街地開 事業費出 発金	30,530,800	-	30,530,800	-
一 般 会 計 計			3,221,603,600	560,233,000	2,661,370,600	-

翌 繰 年 度 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源	
		国 庫 支 出 金	県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円 39,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 39,000	工法変更に伴い 工事が遅延した ため
30,530,800	1,260,128	-	-	-	-	29,270,672	感染症の影響等 により工事等が 遅延したため
2,661,370,600	308,277,014	1,606,096,192	178,619,000	155,000,000	-	413,378,394	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
(中央と畜場費会計)						
1 中央 と畜場費	2 施設整備費	本館棟高架水槽 改修事業	円 91,002,315	円 35,963,315	円 55,039,000	円 -
(市街地開発事業費会計)						
1 市街地開発 事業費	2 事業費	二ツ橋北部三ツ境 下草柳線等沿道 地区第1期地区 土地区画整理事業	79,863,917	63,312,517	16,551,400	-
1 市街地開発 事業費	2 事業費	新綱島駅周辺地区 土地区画整理事業	201,293,400	70,108,000	131,185,400	-
1 市街地開発 事業費	2 事業費	新 綱 島 駅 周 辺 地 区 関 連 事 業	295,840,757	236,669,757	59,171,000	-
1 市街地開発 事業費	2 事業費	泉ゆめが丘地区 土地区画 整理事業	883,400,000	270,900,000	612,500,000	-
市街地開発事業費会計計			1,460,398,074	640,990,274	819,407,800	-

翌 繰 年 越 度 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 会 計 繰 入 金	
		国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
円 55,039,000	円 -	円 -	円 -	円 55,000,000	円 -	円 39,000	工法変更に伴い 工事が遅延した ため
16,551,400	7,915,500	7,915,500	-	-	-	720,400	感染症の影響に より移転補償等 が遅延したため
131,185,400	7,000,000	94,750,000	-	-	-	29,435,400	工法変更等に伴 い工事が遅延し たため
59,171,000	26,376,950	32,544,050	-	-	-	250,000	感染症の影響に より移転補償が 遅延したため
612,500,000	275,500,000	336,875,000	-	-	-	125,000	感染症の影響に より工事等が遅 延したため
819,407,800	316,792,450	472,084,550	-	-	-	30,530,800	

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 （第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条 （第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 （第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。